

介護保険料の増額を決定

国が示した基本指針をふまえ、1期3年の新たな計画がスタートする。介護ニーズに対応したサービスの基盤整備や地域包括支援システムの深化・推進などに伴い、保険料の見直しが図られた。

「第9期計画」スタート
Q 第9期（令和6年度～令和8年度）となる「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に伴って、介護保険料の「増額」が示されたが、背景等は、**A** まず、高齢者数の増加に伴う「給付費の自然増」です。次に介護報酬の改定で、介護職員に係る「報酬の増額分」によるものです。また、サービスの基盤整備として、新たな「事業所の開設」を予定しています。なお、基準年額保険料（所得段階区分第5号）については、引き続き、国及び県平均を下回る状況になると捉えています。

地域包括支援センターの強化
Q 包括的支援事業費の増額が示されたが、要因は、**A** 業務を委託している地域包括支援センター（社会福祉協議会）は、7人の職員体制で対応しています。相談件数として、令和元年度は2062件であったものが、令和4年度では3621件と大幅に増えています。また、それに伴う対応件数も増加している状況です。あわせて「認知症基本法」の施行に伴い、これまで以上に認知症施策に力を入れていくため、新たに職員1人を採用し、センターの機能強化を図ります。

国民健康保険税率の引上げを決定

国保財政運営の責任主体である埼玉県は「第3期（令和6～11年度）運営方針※」を定め「保険税率の統一（令和12年度）」に向けて動き出した。伴って町は、県が示す「標準保険税率」を参考に、独自の財源や予定収納率など個別の状況をふまえ、令和6年度の保険税率を定めた。

苦しい国保会計の状況
Q 現在の国保会計の状況は、**A** これまででは、税率の引上げを抑制するために「国民健康保険財政調整基金」を取り崩し、対応してきましたが、残高も減少傾向にあります。また、医療費の増加と、被保険者の減少に伴う保険料の減収により、今後さらに厳しい財政運営が予想されます。

保険税率の統一に向けて
Q 国民健康保険税率の「段階的な引上げ」が示されたが背景等は、**A** 県が示す令和9年度の「保険税率の準統一」に向けて、市町村ごとに見直される標準保険税率に近づけるため、段階的な改正を行っていくことになりました。また、最終的に目指す「保険税率の統一（完全統一）」が図られることで、県内のどこに住んでいても原則、同じ世帯構成・所得であれば同じ保険税となるため、公平性や透明性が高まります。小規模な市町村で高額な医療費が発生した場合でも、保険料の変動が抑えられ「財政の安定化」につながると捉えています。

ポイント1
高齢者数の増加と給付費の自然増が見込まれる。
 令和5年10月1日
 1万1644人（高齢化率41.7%）
 ↓
 令和7年度（見込み）
 1万1680人（高齢化率43.5%）



高見地区で実施した百歳体操、元気で長生きが大切

ポイント2
保険料の増額後でも国及び県平均と比べ安価に抑えられている。

居宅介護の負担割合

国	県	町	第2号被保険者	第1号被保険者
25%	12.5%	12.5%	27%	23%

ポイント3
認知症基本法の施行に伴った対策・取組の充実が図られる。

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活を
 Gikai's eye

高齢化の進行が避けられない状況で、示された保険料の増額はやむなしと判断した。町が取組を始める「いきいきシニアポイント事業」など、さらなる高齢者の社会参加や元気な高齢者を増やす施策の充実を求める。また、地域包括ケアシステムの推進に向け、在宅医療と介護のさらなる連携強化に期待する。

ポイント4
第2号被保険者（40～64歳）は給付費の27%を負担し制度を支えている。

ポイント1
被保険者の構成や脆弱な財政基盤などの構造的な問題がある。

ポイント2
医療の高度化等を背景に1人当たり医療費が増加傾向にある。

ポイント3
保険税率の統一に向けた段階的な税率の見直しがある。

ポイント4
収納対策の強化として令和8年度までに口座振替が原則となる。



健康診断を積極的に活用して、健康な毎日を！

保険税率引上げの抑制を
 Gikai's eye

国保事業を安定的に運営するために、今回の保険税率の引上げはやむを得ない。町は引き続き、レセプト点検や特定健診・特定保健指導、ジェネリック医薬品などの多角的な取組の充実で、医療費や保険給付の適正化につなげるとともに、口座振替の原則化等で保険料収納率の底上げに努めることが重要と考える。

※県HP関連ページ